

## 第 3 次大牟田市人権教育・啓発基本計画について

第 2 次大牟田市人権教育・啓発基本計画（以下「第 2 次計画」という。）の計画期間満了に当たり、第 3 次大牟田市人権教育・啓発基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。

計画の期間は、2026(令和 8)年度から 2035(令和 17)年度までの 10 年間とする。

本計画は、「人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくりの実現」を基本理念とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」との整合性を図り、策定する。

## 1. これまでの成果と課題

（人権問題意識調査結果の比較）

〔成果〕

## ●人権問題に関心のある人の割合

2013(H25)年	62.4%	5.8 ポイント増加している
2023(R5)年	68.2%	

## ●部落差別（同和問題）の解決方法

“部落分散論”と呼ばれる「同和地区の人々がかたまって住まないようにする」12.0%（H25\_14.6%）や、“寝た子を起こすな論”と呼ばれる「…そっとしておけば自然になくなる」20.0%（H25\_24.0%）と回答した人の割合については、前回調査に比べて低くなっている

※以上のことから、前回に比べ市民の人権を尊重する意識が高まっているのではないかと考えられます。

〔課題〕

## ●人権問題についての講演会等へ参加した人の割合

2013(H25)年	25.9%	15.6 ポイント減少しており、コロナ禍を踏まえても極めて低くなっている
2023(R5)年	10.3%	

## ●同和問題について自分とは関係がないと思うと回答した人の割合

2013(H25)年	57.9%	「同和問題は自分とは関係がないと思う」と捉えている人は前回と同様半数を超えている
2023(R5)年	58.9%	

※講演会等への参加状況が十分ではないことから、具体的な人権課題に即し、市民に親しみやすく分かりやすいテーマの設定や表現を用いることが必要です。

また、同和問題は自分とは関係がないと捉えている人が半数を超えています。無関心は結果的に差別の存在を許してしまうことがあるため、人権侵害の被害を受けた当事者の講演を行うなど、より身近な問題として認識してもらう必要があります。

## 2. 第2次計画以降10年間の状況の変化

### ●国際的な動き

2011(H23)年 国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択  
〔“人権を保護する国家の義務”、“人権を尊重する企業の責務”、  
“救済へのアクセス”の3本の柱〕

### ●国の動き

#### 個別の人権問題に関する法整備

2016(H28)年 [人権三法] ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(4月)  
・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(6月)  
・部落差別の解消の推進に関する法律(12月)

2023(H5)年 ・こども基本法(4月)、  
・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(6月)

2025(R7)年 ・特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(4月)

#### 基本計画の改定

2025(R7)年 ・人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)(6月)

### ●福岡県の動き

2019(H31)年 ・福岡県部落差別の解消の推進に関する条例(3月)  
(部落差別に関する条例では都道府県初)

2025(R7)年 ・福岡県こども計画(3月)

### ●本市の動き

2019(R元)年 ・大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例〔改正〕(12月)

2024(R6)年 ・大牟田市子ども・子育て応援条例(1月)

## 3. 第2次計画からの主な変更点等

### ●国の第二次計画を踏まえた変更点

- ・「ビジネスと人権」に関する記述を追加
- ・「インターネット上の人権問題」を各人権課題に横断的な課題として記載
- ・「性的少数者に関する人権問題」を第3章の個別の人権問題に記載

### ●その他の変更点

- ・「同和問題」の表記を法律や国の基本計画を踏まえ「部落差別(同和問題)」と変更
- ・本計画の基本理念は、本市第7次総合計画との整合を図り、「人権や多様性を尊重

し、自分らしい生き方が選択できる社会づくりの実現」とする。

- ・「2 さまざまな分野における人権問題」に、『複合差別』の観点を記載

●補足

- ・国の第二次計画で追加された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」  
⇒本計画は第2次計画に引き続き、個別の人権問題「外国人等に関する人権問題」の中で記載
- ・国の第二次計画で個別の人権問題とされた「ハンセン病患者・元患者及びその家族」  
⇒本計画は第2次計画に引き続き、個別の人権問題「病者等に関する人権問題」の中で記載

#### 4. 今後のスケジュール

令和8年 4月	審議会、諮問
7月	パブリックコメントの実施
8月	審議会、答申
10月	計画の決定
11月	印刷
12月	配布